2022年5月19日

日本連盟 アンチ・ドーピング規程とJADA規程及びWADA規程との相関について

JFFアンチ・ドーピング規程

第1条
（目　的）

第2条
（適用対象者）

第3条
（JADAとの連携・協力）

第4条
（J-Fairnessとの連携・協力）

第5条
（本連盟の役割と責務）
⇒ 日本規程第22条
⇒ 世界規程第20.3項

第6条
（競技者の役割と責務）
⇒ 日本規程第24条

第7条
（サポートスタッフの役割と責務）
⇒ 日本規程25条

第8条
（結果管理手続、決定の効力）

第9条
（活動評価）

第10条
（不服申立て）
⇒ 日本規程第12条
⇒ 日本規程第13.2.3.5項

第11条
（他の署名当事者等の決定の拘束力）

第12条
（解　釈）

附則

JADA日本アンチ・ドーピング規程

第22条　国内競技連盟の追加的な役割と責務
⇒ 世界規程第5.2.1項
⇒ 世界規程第5.3項
⇒ 第6条（第6.1項）　検体の分析
⇒ 第2条（第2.1項）　アンチ・ドーピング規則違反
⇒ 第3条（第3.2項）　ドーピングの証明
⇒ 第8条（第8.1項）　結果管理：公正な聴聞を受ける権利 他
⇒ **結果管理に関する国際基準8条及び9条**

第24条　競技者の追加的な役割と責務

第25条　サポートスタッフの追加的な役割と責務

第12条　他のスポーツ関係団体に対するJADAの制裁措置
⇒ 第2条（第2.4項）　アンチ・ドーピング規則違反

第13条　不服申立て
⇒ 第5条（第5.6.1項）　検査及びドーピング調査
⇒ 第7条（第7.1項）　結果管理：責任、初期審査、通知　他
⇒ 第2条（2.1）　アンチ・ドーピング規則違反
⇒ 第6条（6.6、6.8）　検体の分析
⇒ 第9条　個人の成績の自動的失効
⇒ **第11条　チームに対する措置**
⇒ 第10条（10.4.3、10.8、10.14.13）　個人に対する制裁措置
⇒ 第15条　決定の実施
⇒ 世界規程第13条（13.2.2）　結果管理：不服申立て
⇒ 世界規程第7条
⇒ 第8条
⇒ 第7条　結果管理：責任、初期審査、通知及び暫定的資格停止
⇒ 第9条　個人の成績の自動的失効
⇒ 第10条（10.8、10.10）　個人に対する制裁措置
⇒ 第13条（13.2.3）　不服申立て
⇒ 第10条（10.4.3、10.5、10.6、10.7、10.8、10.14.13）
⇒ 第14条　守秘義務及び報告
⇒ 第7条　結果管理：責任、初期審査、通知及び暫定的資格停止
⇒ 第8条　結果管理：公正な聴聞を受ける権利　他
⇒ 第10条（10.4.3、10.5、10.6、10.7、10.8、10.14.3）

JADA日本アンチ・ドーピング規程　付属文書1　定義

WADA世界アンチ・ドーピング規程

第20.3　国際競技連盟の役割と責務
⇒ 第5条　検査及びドーピング調査
⇒ 第20条　署名当事者及びWADAの追加的な役割及び責務
⇒ 第6条　検体の分析
⇒ 第2条　アンチ・ドーピング規則違反
⇒ 第3条　ドーピングの証明
⇒ 第4条　禁止表
⇒ 第10条　個人に対する制裁措置
⇒ 第9条　個人の成績の自動的失効
⇒ 第11条　チームに対する措置
⇒ 第14条　守秘義務及び報告
⇒ 第15条　決定の通知
⇒ 第8条　結果管理：公正な聴聞会を受ける権利及び聴聞会における決定の通知
⇒ 第14条　守秘義務及び報告
⇒ 欧州人権条約第6.1項
⇒ 第24条　本規程及びユネスコ国際規約の遵守状況及び遵守の確保
⇒ 署名当事者の規程遵守に関する国際基準第10条
⇒ ユネスコ条約第11条（c）
⇒ 第12条　他のスポーツ関係団体に対する署名当事者の制裁措置

第7条　結果管理：責任、初期審査、通知及び暫定的資格停止
⇒ 第14条、第8条、第6条、第5条、第9条、第10条
⇒ 第23条　受諾及び分析

第13条　不服申立て
⇒ 第5条、第7条、第10条
⇒ 第15条　決定の実施
⇒ 第27条　移行規定
⇒ 第17条　時効

WADA世界アンチ・ドーピング規程　付属文書B：署名当事者措置

以上